○財務省告示第三百十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十四年七月二十二日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月六日

財務大臣　塩川　正十郎

一　名称及び記号　割引短期国庫債券（第三百九回）

二　発行の根拠法律及びその条項　国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項

三　発行方法　日本銀行による乗換えのための引受け

四　発行額　額面金額で四百二十五億円

五　額面金額の種類　千万円、五千万円、一億円及び十億円の四種

六　発行日　平成十四年七月二十二日

七　発行価格　額面金額百円につき九十九円九十九銭四厘

八　償還期限　平成十五年七月二十二日

ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

九　償還金額　額面金額百円につき百円

十　元金支払場所　日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十一　払込期日　平成十四年七月二十二日